

経営面や労働面でお困りの 中小企業の皆さまへ

最低賃金総合相談支援センター・コーナーをご活用ください

経営面や労働面など幅広い課題にワンストップで相談対応する窓口を設置しました。
専門家を各企業に派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。
相談及び専門家派遣は、すべて無料です。

給与制度・給与体系を
見直したいのですが…

就業規則をしっかりとした
ものにしたいのですが…

対 応 内 容

販路拡大の方法について
知りたいのですが…

もう少し生産効率を
上げたいのですが…

社内レイアウトを効率的なもの
に見直したいのですが…

その他、
経営・労務に関すること



* 厚生労働省からの委託事業ですので、相談内容、企業・個人情報などは秘密厳守で安心して相談いただけます。

* 相談の申込方法は、センターでの面談のほか、電話、FAXをお願いいたします。FAXの場合は裏面の相談申込書をご利用ください。

京都府最低賃金総合相談支援センター

電話：075-314-7131

FAX：075-314-7130

〒615-0042 京都市右京区西大路五条下ル
京都府中小企業会館4階
京都府中小企業団体中央会内

京都府北部最低賃金相談支援コーナー

電話：0773-76-0759

FAX：0773-76-7930

〒624-0945 舞鶴市字喜多1105-1
舞鶴21ビル5階503
京都府中小企業団体中央会北部事務所内

〈センター開設の背景〉 昨年の新成長戦略（閣議決定）で、ディーセントワーク（人間らしい働きがいのある仕事）の実現に向け、最低賃金の引き上げに取り組むこととなり、もっとも影響を受けやすい中小企業事業主の皆さまのために、経営面と労働面の相談について、それぞれの専門家がワンストップで対応する無料の相談窓口を開設することとなりました。

開設日は、原則、土・日・祝日を除く平日（9時～17時）としますが、
詳しくは京都府中小企業団体中央会のホームページをご確認ください。

